

令和 8 年(2026年)度 屋外広告物講習会実施要領

1 目的

下関市屋外広告物条例（平成20年条例第77号）第38条第1項の規定により、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として、講習会を開催します。

2 主催

下関市

3 期日及び会場

期日：令和 8 年 1 1 月 1 3 日（金）

会場：下関市役所本庁舎西棟 5 階大会議室
（下関市南部町1番1号）

※自動車でお越しの方は、下関市役所本庁舎立体駐車場をご利用ください。駐車券を会場にお持ちいただければ、割引処理ができます。

4 講習科目

- (1) 広告物及び掲出物件に関する法令
- (2) 広告物の表示に関する事項
- (3) 広告物及び掲出物件の施工に関する事項

5 日程

- 9：30～ 9：55 受付
- 9：55～10：00 開講式
- 10：00～12：00 講習：広告物及び掲出物件に関する法令
（休憩）
- 13：00～15：00 講習：広告物の表示に関する事項
- 15：10～17：10 講習：広告物及び掲出物件の施工に関する事項
- 17：10～17：15 閉講式、修了証書交付

6 受講手続

- (1) 申込期間 令和 8 年 9 月 1 4 日(月)から 1 0 月 1 6 日(金)まで
（郵送の場合、10月16日までの消印があるものは有効。）

- (2) 受講手数料 3,250円

※納付された手数料は、講習会を受講されなくてもお返しできません。

- (3) 手続

「屋外広告物講習会受講申込書」（受講者顔写真を貼付）に必要事項を記入し、持参又は郵送により、下関市都市整備部都市計画課にご提出ください。同時に、受講手数料をご納付ください。

※窓口へ持参のうえご提出される方は、受付時間をご確認ください。

受付時間は 9：00～16：30 です。

※受講申込書は、下関市ホームページからダウンロードできます。



【講習会紹介ホームページ「令和 8 年度屋外広告物講習会の開催について」】

https://cms.city.shimonoseki.lg.jp/control/preview/soshiki/detail.php?lif_id=161033

【市ホームページトップページから検索する場合】

- ①下関市ホームページトップページ → 分類でさがす → 市政 → 市政運営・行政 → 景観 → 「令和8年度屋外広告物講習会の開催について」
- ②下関市ホームページトップページ → 情報をさがす → ページID検索 → 161033 → 「令和8年度屋外広告物講習会の開催について」

※次の場所でも受講申込書を受け取ることができます。

- ・下関市都市整備部都市計画課
- ・下関市各総合支所建設農林（水産）課
- ・山口県土木建築部都市計画課
- ・山口県各土木建築事務所

(4) 受講手数料の納付方法

①都市計画課窓口納付

受講申込書を窓口で提出される際、3,250円を現金にてご納付ください。

②郵送

受講手数料を申し込み時に郵送する場合は、現金書留で3,250円をお送りください。

7 その他

(1) 持ってくるもの

のり、はさみ、テキスト ※講習で使用します。

(2) テキスト

「屋外広告の知識」全3巻（株式会社ぎょうせい 発行）

第1巻 法令編（第5次改訂版、定価 2,970 円税込）※令和2年5月改訂

第2巻 デザイン編（第4次改訂版、定価 2,096 円税込）

第3巻 設計・施工編（第4次改訂版、定価 2,724 円税込）

※テキストは、あらかじめご準備ください。なお、講習会当日の受付会場でも購入することができます。

※なお、当日受付会場でテキストをご購入の方は、支払いは現金のみとなりますので、現金をご持参の上お越しください。

(3) その他

これまでに下関市や他県・他都市が開催する屋外広告物講習会を受講したことがある方は、**再度、受講する必要はありません。**

8 申込書提出先・お問合わせ先

〒750-8521 下関市南部町1番1号

下関市都市整備部都市計画課景観係

TEL:083-231-1225 FAX:083-231-4799

E-mail:keikan@city.shimonoseki.yamaguchi.jp